

社会福祉施設を対象にしたユニバーサルデザインの現状と課題

建築計画研究室 大江 美咲

(令和6年2月7日提出)

1. 研究の背景と目的

日本では高齢化、多様化に伴い、高齢者施設や障がい者施設などの、社会福祉施設の需要が増加し、時代とともに入所者の特徴が変化している。例として、特別養護老人ホームでは、以前は要介護1～5の認定の人が入所対象であったが、2015年4月1日以降は、原則要介護3・要介護4・要介護5の人、もしくは、要介護1・要介護2でやむを得ない事情として「特例入所の要件」に該当する人が対象になるなど、入所者の特徴が変わってきている。また、2006年に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が改訂され、災害時に福祉避難所としての機能を果たす社会福祉施設を各市町村があらかじめ指定しておく取り組みが始まった。これらのことから、社会福祉施設にはより重度の要配慮者に対応できること、福祉避難所に指定されることで、より多様な人が利用しやすい施設であることが求められている。

そこで本研究では、非常時も含めた社会福祉施設のすべての利用者が快適に施設を利用するための要素を明らかにすることを目的として、「すべての人のためのデザイン」を意味するユニバーサルデザインに着目し、社会福祉施設のユニバーサルデザインの現状と課題を検討する。

2. ユニバーサルデザインとは

ユニバーサルデザイン(以下、UD)とは年齢や性別、文化、身体状況などにかかわらず、すべての人が利用しやすいデザインを最初から考慮して、街、物、情報、サービスなどを作るプロセスである。UDの7原則は、公平性、自由度、単純性、わかりやすさ、安全性、省体力、スペースの確保である。2006年には、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とした、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称:バリアフリー法)」が制定された。2018年に、障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律(通称:ユニバーサル社会実現推進法)」が制定されている。

3. 研究方法

文献調査によりUDの考え方や整備基準を理解する。UDが施されており、かつ福祉避難所に指定されている3つの施設を対象にヒアリング調査を行い、社会福祉施設のUDの現状や課題点を整理する。次に、とくしまユニバーサルデザインによるまちづくり賞街づくり部門(以下、UDまちづくり賞)の評価の観点を参考に作成した社会福祉施設向けのUD等に関するアンケートを用いて調査対象施設の職員から意見を収集し、分析する。

4. 調査対象施設

調査対象施設は、UDまちづくり賞受賞施設であり、かつ福祉避難所の指定を受けている、特別養護老人ホーム永楽荘、障がい者支援施設眉山園、特別養護老人ホームねんりんである。地域交流センターはくあい、PAN・VI・ZANに関しては、福祉施設ではないものの、それぞれ特別養護老人ホーム永楽荘、障がい者支援施設眉山園が運営しており、福祉施設と地域との窓口の役割を担っている関連施設として調査対象施設に加えた。

5. 調査対象施設の現状調査

2023年9～10月に3施設を訪問し、職員へのヒアリングと建物・設備の視察を行った。徳島県ユニバーサ

ルデザインによるまちづくりの推進に関する条例に準拠した基本的な整備基準を満たしているということを確認した。また、施設によって利用者の特徴が異なり、UDが施された部分をあえて目立たないように工夫されたデザインや、車いす使用者に最大限寄り添った空間設計にするなど、それぞれの施設の利用者に合わせた配慮がなされていた(写真1、写真2)。一方で、社会福祉施設では、利用者の障がい特性に合わせた配慮に重きが置かれ、どちらかという UD ではなくバリアフリーにとっても近いものであった。

6. 社会福祉施設を対象にした UD の課題

2023年12月に3施設の職員15名を対象に施設のUD等に関するアンケート調査を行った。その結果、玄関、廊下、便所などのバリアフリー水準に対する評価は高かった。しかし、調査対象施設は定期的にスパイラルアップされておらず、施設のUDのスパイラルアップについて考える機会が少ないと考えられる。加えて、自由記述に「床が固く、利用者にとってはバリアフリーとなり移動などはしやすくなったが、職員には脚に負担がかかっている」と書かれていた。社会福祉施設では利用者の障がい特性に重きが置かれたバリアフリー化はなされているが、従業員を含むUDの普及は十分ではないことが課題であるといえる。

また、調査対象施設において、福祉避難所として地域に周知されていると感じている人が多いことが分かった。福祉避難所としての周知に課題があるのではなく、福祉避難所としての空間づくりと設備強化が大きな課題であるといえる。福祉避難所として社会福祉施設を利用するならば、より多様な人が施設を利用する可能性も考慮したUDの考え方が必要である。

7. 結論

本研究では、非常時も含めた社会福祉施設のすべての利用者が快適に施設を利用するための要素を明らかにすることを目的として、ヒアリング調査、アンケート調査を実施した。その結果、現状として、(1)調査対象施設は徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例に準拠した基本的な整備基準を満たしていること、(2)施設によって利用者の特徴が異なりそれぞれの施設の利用者に合わせたきめ細やかな配慮がなされていること、(3)利用者の介護度が重度化しており、障がい特性も多様化している(図1)こと、(4)現在の施設の状態は従業員の視点では満足していない部分がある(図2)こと、(5)福祉避難所の約8割は社会福祉施設が占めることが明らかとなった。また、課題として、(1)利用者の障がい特性に配慮したバリアフリー化にとどまらない、その他のユーザーを含むUDの普及、(2)施設のUDのスパイラルアップについて考える機会の創出、(3)福祉避難所としての空間づくりと設備強化が挙げられる。これらのことから、非常時も含めた社会福祉施設のすべての利用者が快適に施設を利用するための要素として、

(1) 利用者が使いやすい設備と職員が使いやすい設備の両方の設置などの、バリアフリーからUDへの移行、(2)施設のスパイラルアップを検討する機会を設けるためのスパイラルアップチェックシートを作成・活用などの社会変化に対応できるスパイラルアップの仕組み作り、(3)福祉避難所のスムーズな開設のための開設訓練やUDの考え方が反映された防災用品の準備などの、福祉避難所としての空間づくりと設備強化が重要であると考えられる。



写真1 目立たない配色の手すり

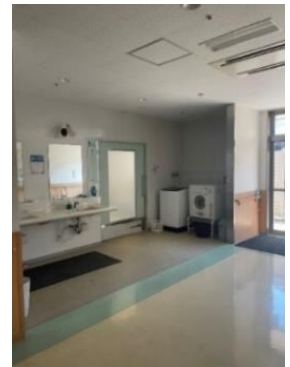


写真2 高さの低い手洗い場、洗濯機、乾燥機

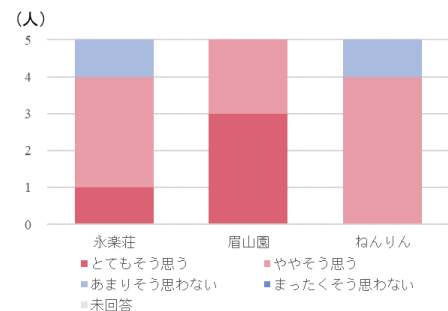


図1 施設が建設された当初から現在に至るまでに、利用者の層が変化したと思うか

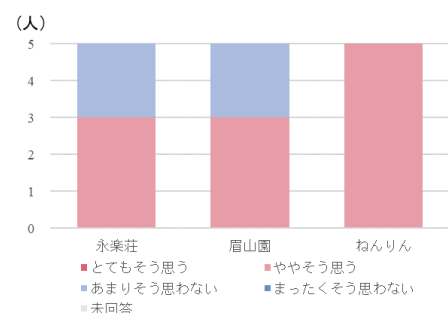


図2 従業員にとって働きやすい施設になっていると思うか